

## 委任契約書（受給後あんしんサポートプラン）

[お客様氏名]（以下「甲」という）と、さがみ社会保険労務士法人（以下「乙」という）は、障害年金受領後の継続的支援サービス（以下「本サービス」という）に関し、以下の通り契約を締結する。

**第1条（目的）** 本契約は、甲の障害年金受給後の生活安定、および次回更新手続きに向けた円滑な準備のため、乙が甲に対して継続的な伴走支援を行うことを目的とする。

**第2条（支援内容）** 乙は甲に対し、以下のサービスを提供する。

1. **初回ヒアリング**：契約成立日から2ヶ月以内に、今後の希望や不安に関する聞き取り（約60分）を実施。
2. **定例モニタリング**：年1回、生活・就労状況の変化に関する聞き取りを実施。
3. **随時相談**：指定時間内での電話・メール等による相談（1回30分程度）に対応。
4. **支援経過記録の作成**：年1回、甲の生活状況等をまとめた記録を作成・提供。
5. **更新書類整理**：次回更新時、経過記録や前回書類写し等を取りまとめ、甲に提供。

**第3条（契約期間）**

1. 本契約期間は、契約成立日から次回障害年金更新（診断書提出期限）の属する月の末日までとする。
2. 永久認定者の場合は、契約成立日から5年後の誕生月の末日までとする。

**第4条（報酬および支払方法）**

1. 本サービスの報酬（消費税込）は以下の通りとする。
  - 3年更新：66,000円
  - 5年更新：88,000円
  - 永久認定：88,000円（5年間分）
2. 甲は乙の発行する請求書に基づき、指定期日までに乙の指定口座へ振り込む（振込手数料は甲負担）。
3. 本契約は前項の報酬の入金確認をもって成立し、乙は業務に着手するものとする。

